

第2章第2節 第2 2以上の消火設備に兼用する加圧送水装置等の取扱い

第2 2以上の消火設備に兼用する加圧送水装置等の取扱い

一の防火対象物に、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備及び屋外消火栓設備を設置する場合において、当該消火設備の加圧送水装置、水源又は補助高架水槽が次に適合する場合は、それぞれ兼用することができる。

1 加圧送水装置

規則第12条第1項第7号ハ（ニ）ただし書に規定する「それぞれの消火設備の性能に支障を生じないもの」は、次によること。

- (1) ポンプの全揚程、高架水槽の落差又は圧力水槽の圧力は、加圧送水装置を兼用するすべての消火設備が同時に使用され、又は作動した場合においても必要な放水圧力が得られること。
- (2) ポンプの吐出量は、兼用する各消火設備に必要とされる吐出量を加算して得た量以上の量が確保されていること。
- (3) ポンプが一の消火設備として起動した際に、他の消火設備が作動する等の誤作動がないこと。

2 水源

水源の水量は、兼用する各消火設備に必要とされる水量を加算して得た量以上確保されていること。

3 補助高架水槽 ◇

補助高架水槽の水量は、兼用する各消火設備に必要とされる水量のうち最大量以上の量とすること。

4 1次圧調整弁 ◇

各消火設備の放水量及び放水圧力を必要とされる量となるよう調整するため、配管に1次圧調整弁を設ける場合は、当該弁の2次側に流量計を設置すること。